

令和2年6月中川村議会定例会議事日程（第3号）

令和2年6月12日（月） 午後2時00分 開議

- 日程第 1 議案第 15 号 役場庁舎空調設備等改修工事変更請負契約の締結について
日程第 2 請願第 1 号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願書
日程第 3 請願第 2 号 国の責任による30人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書
日程第 4 請願第 4 号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願書
日程第 5 陳情第 4 号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書
日程第 6 陳情第 6 号 国に対して「地方における公立・公的病院の国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないことに関する意見書」の提出を求める陳情書
日程第 7 陳情第 5 号 県立高校の第2期再編をすすめる長野県教育委員会に対して、コロナ禍の中での拙速な決定を行わず、住民の声を聞いてすすめるよう求める陳情書
日程第 8 発議第 1 号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出について
日程第 9 発議第 2 号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の提出について
日程第 10 発議第 3 号 地方における公立・公的病院の国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないことに関する意見書の提出について
日程第 11 委員会の閉会中の継続調査について

令和2年6月中川村議会定例会議事日程（第3号追加1）

令和2年6月12日（月） 午後2時00分 開議

- 追加日程第 1 発議第 4 号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について
追加日程第 2 発議第 5 号 国の責任による30人学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出について

出席議員（10名）

1番 片桐邦俊
 2番 飯島寛
 3番 松澤文昭
 4番 大原孝芳
 5番 松村利宏
 6番 中塚礼次郎
 7番 桂川雅信
 8番 柳生仁
 9番 鈴木絹子
 10番 山崎啓造

説明のために参加した者

村長	宮下健彦	副村長	富永和夫
教育長	下平達朗	総務課長	中平仁司
会計管理者	半崎節子	住民税務課長	（副村長兼務）
保健福祉課長	菅沼元臣	振興課長	松村恵介
建設水道課長	小林好彦	教育次長	松澤広志

職務のために参加した者

議会事務局長 井原伸子
 書記 座光寺てるこ

令和2年6月中川村議会定例会

会議のてんまつ

令和2年6月12日 午後2時00分 開議

○事務局長 御起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）御着席ください。（一同着席）

○議長 御参集御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

日程第1 議案第15号 役場庁舎空調設備等改修工事変更請負契約の締結について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長 それでは、議案第15号 役場庁舎空調設備等改修工事変更請負契約の締結について提案説明を申し上げます。

この契約は、去る5月14日の臨時会におきまして議決いただいた契約であります。改修によって不要となる設備の撤去工事を追加することに伴い請負契約金額に金額を増額変更するため、中川村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和2年度役場庁舎空調設備等改修工事で、変わらず。

変更による増額は943万8,000円で、変更後の金額は8,203万8,000円となります。

契約の相手方は、宮下建設工業株式会社でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○8番 （柳生 仁） この数字について特に異論はないわけでありませうけれども、こういった改修工事っていうものは、やっていくと、とかく、なかなかトラブルがあるもので、もしかしたらもうちょっと増えるかもしれない、そんな心配をしておるわけでありませう。この8,200万円余っていう数字が今後変わらないのかどうか確認をします。

○総務課長 増額となった分につきまして今定例会にお願いしました補正予算で計上いたしましたが、予算の編成をした後に、さらに施工箇所等について詳細な点検を行って増額金額を固めたところでございます。また、工程会議におきましてもいろいろな様々な調達の状況等も確認をした上で進めておりますので、現在のところ、これより増えるという状況にはないというふうに考えております。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 これで質疑を終わります。

次に討論を行います。
 討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 ○議長 討論なしと認めます。
 これより採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
 ○議長 全員賛成です。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。
 日程第2 請願第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願書を議題とします。
 本件は厚生文教委員会に付託してあります。
 厚生文教委員長から審査結果の報告を求めます。
 ○厚生文教委員長 去る6月8日、議会本会議において厚生文教委員会に付託されました請願第1号義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願書。
 6月10日、役場第2委員会室において委員全員の出席の下、慎重に審査しました。
 審査の結果、反対多数で不採択すべきものと決しました。
 請願の趣旨は次のとおりです。
 義務教育費の無償化は、憲法に規定されている大切な原則です。この原則を守るために義務教育費国庫負担制度が1953年に成立しました。それまで県、市町村の負担であった学校の教育活動費、人件費を含む必要経費が国の負担となり、教育の機会均等が保障され、教育条件の差がなくなり、保護者負担も大きく減りました。
 しかし、1985年から政府は教育の質的論議を抜きにし、国の財政状況を理由として次々と対象項目を外し一般財源化してきました。
 また、2006年に三位一体改革の中から3分の1に引き下げられ、減らされた国庫負担金は一般として地方に交付税の形で配分されていますが、地方交付税そのものが減らされており、地方財政を圧迫する状況が続いています。今後さらに3分の1とした国庫負担金の割合が恒久措置でなく制度廃止も含めた検討がされる可能性があります。などです。
 審査の結果、反対多数で不採択となりました。
 審査の過程で出された主な意見は次のとおりであります。
 質疑では、「今まで出されてきたが、文言など変わっていない。」、もう一つは「毎年出されているのですが、それだけ進んでいないので、これ以上後退させないためにも重要な案件では。」。
 反対討論では、1つとして「今までに出されている内容なので出す必要がない。教育予算は、パンデミック、デジタル化などになってくるので、ここでやらなければいけない。」、2つ目として「教育格差が生じるとは次元が違うと思うので、出しても意味がない。」。
 賛成討論では、「教育の機会均等と考える必要があり、子どもがひとしく教育を受け

られる権利を保障するためにも必要である。」、もう一つは「毎回同じ文言というが、変わればおかしい。毎年出しているが進展がない。粘り強く出していく必要がある。」。
 以上、慎重な御審議をお願いします。
 ○議長 委員長報告を終わりました。
 これから質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 ○7番 (桂川 雅信) ちょっと私は、厚生文教委員会の結論に非常にちょっと驚きを持っているんですが、まず、この請願の中に、今、ちょっと委員長、読みませんでしたが、「国が、財政的な責任を果たさなければ、都道府県、市町村による教育条件格差ができてしまい、住んでいる地域によって教育の質に差ができる事態が生まれ」と書いてあります。最後のほうには「教育水準の維持・向上を図り、県や市町村の財政状況による教育格差が広がらないよう」と書いてありますが、今回は村立の小中学校の現場から出ているもので、これまでもずっと提案されてきたものですが、学校の運営に私たちは村として責任を持っている立場にありますので、こういうことを言われていて、学校の現場に調査をしたのかどうか、私、大変ちょっと疑問に思っています。これ、委員長に伺いたいんですが、この請願は本会議が始まる前に出されていますので、請願者から実情をヒアリングするとか、あるいは学校へ出向いて行って委員会が実際にどのような格差があるのかということヒアリングされたのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですが、実情をどうやって調べたのか。
 ○厚生文教委員長 学校へ出向いて調査はいたしておりません。
 本来ですと紹介議員に来ていただき説明いただくわけでありましたけども、これは委員長の不手際でありますけども、紹介議員も同じ時間帯に総務経済委員会のほうをしておりましたんで、来ていただかなかったっていう経過があります。
 したがって、学校から直接は意見頂いていませんし、今まで審査した経過の中から、そういった意見になりました。
 以上であります。
 ○7番 (桂川 雅信) 今のお話を伺っていると、今の村の小中学校がどういう実態に置かれているかっていうことの実態を抜きにして協議されたということですか。
 ○厚生文教委員長 学校へ行って調査はしておりません。
 ○議長 ほかに質疑ありませんか。
 ○7番 (桂川 雅信) この請願に対する結論がどうなるか分かりませんが、少なくとも、一時不再議ですので、厚生文教委員会で不採択になったということは事実ですので、この問題について請願者あるいは学校側から説明を求められたら説明責任があるというふうには私は思いますが、それでよろしいですね、委員長に。
 ○厚生文教委員長 テープ起こししまして委員会の議論の内容を説明します。
 以上です。
 ○議長 ほかに質疑はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 これでは質疑を終わります。
次に討論を行います。
まず、原案に賛成者の発言を求めます。

○6 番 (中塚礼次郎) この請願の趣旨による請願が中川村立学校教職員組合から諦めることなく粘り強く出されていることに、まず敬意を表したいというふうに思います。
義務教育の無償化は憲法に規定されている大切な原則であること、私は、教育に直接携わる先生方の言われる自治体の財政力によらず子どもたちがひとしく教育を受ける権利を保障するため、義務教育費国庫負担制度を堅持、それから拡充すべきであり、国や市町村の財政状況による教育格差が広がらないように、そのことを求めて賛成討論といたします。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

○5 番 (松村 利宏) 今年、武漢で発生した新型コロナウイルス感染症が世界で猛威を振るっている。日本においては、4月17日、緊急事態宣言を全国に発令し、5月25日、緊急事態宣言を解除した。この間、学校は約2カ月のわたり休校し、学業に大きな支障があり、各家庭から子どもの学力低下を心配する声が高まっている。私立の小学校、中学校、高校はオンライン教育を実施しており、公立学校との格差が問題となっている。日本社会のデジタル化は10年前から言われているが一向に進まなかった。新型コロナウイルス感染症によりオンライン教育の必要性が明らかになった。公立学校は、オンライン教育の、まず物もない、それから教育のノウハウもない、教材もない、さらに教員がデジタルに習熟していない、教育をアナログのみで進めてきたツケが一気に出たというのが現状である。学校は、デジタル化により教育計画、教育準備、教育実施、教育評価、計画見直しについて効率化を図ることにより必要経費の見直しが必要である。教員は、デジタル化への意識改革、デジタル化への知識、技術教育、オンライン教育の利点、問題点の理解、教育要領の習得を行うことが望まれている。さらに、大学の教育学部でデジタル化の対応ができるように教育の養成が必要である。ここ数年間は、この方向に日本のお金、経費を、税金を使うことが重要であり、それが終わってからまた考えることは必要であると考え、反対するものであります。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○4 番 (大原 孝芳) では、賛成の立場で討論いたします。
今議会でも数多くの中川村の議員が今回のコロナの感染に関して、学校の教育の、中川村の学校の状態に対して大変心配し、また一般質問においても教育長に対していろんな質問をいたしました。今、私たち議員全員が、そういった学業の進め方に対する遅れ、あるいは子どもたちの心のケアの問題、それからオンライン学習はどうなっていくだろうか、それから先生たちの大変な、そんなような話もありました。それは中川村の教育委員長に対しての質問でございました。

今回、中川村村立学校教職員組合、単組執行委員長の名前で来ている請願につきましては、これは学校の現場の先生たちのお気持ちです。つまり、本来であれば、こんな非常事態の中であれば、自分たちの働き方、あるいは待遇に対していろいろ言いた

いことがあるでしょう。しかし、コロナのこんな状態の学校が閉鎖されている中で、あえて先生たちは、現場の先生たちはこの請願を出してきたわけです。つまり、自分たちの権利の前に、今の学校教育の現場を十分分かっていてこういった請願が出てきているわけです。

したがって、今回、私たち議員の仲間たちが出してきたことは、まず中川村の教育委員会、あるいは県教委に対するお話であります。しかし、今回の組合の、教職員の組合員の皆さんは、国に対して根本的に財源の分で担保したいと、そういったことでありますので、決して、私たちが、議員の仲間たちが言っていることとリンクしているわけでありまして。したがって、そういった国のまずスタンスをきちんとする中で、このコロナの状況を進めていくと、そういった願いでございますので、私は、何も2つの、両方の意見が食い違っているわけではございません、つながっているわけです。

したがって、今回の請願に対しては、きちんと私たち中川村議会もしっかりと推し進め、皆さんと一緒に中川村の子どもたちを守っていくと、そういう意味でも意義深い請願であると考え、討論といたします。

○議 長 次に、反対者の発言を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 ほかに討論ありませんか。

○7 番 (桂川 雅信) 私は賛成の立場から討論に参加したいと思いますが、皆さん、市町村の財政状況によって教育格差がどの程度広がっているか御自分の目で確認したことがありますか、議員の皆さんも含めて。なければ、ぜひ私は実態を見ていただきたいというふうに思います。これはコロナが始まる前からの話です。

私が西小で面白実験クラブを担当していたときのことを申し上げます。理科の準備室というのがあります。そこには、いつ購入したか分からない試薬が戸棚に入っていますし、実験に使用するビーカーも100、300、500と必要な大きさのものが一定数、個数がそろっていなかったもので、私は実験クラブを始めてから、翌年、改めてビーカーを購入してもらいました。ビーカーですよ、皆さん。理科の実験で使うビーカーがそろっていなかったんですよ。こういう事態が今の学校にあるんですよ、村の学校に。そういうことをぜひ知っていただきたいんです、皆さんに。準備室の機材は整理されているものの、更新されている様子はありませんでした。かつて一時的に熱心な先生がそろえただけで、恒常的にいろいろな実験教材を利用できるような状態にはなっていないのです。財政的にゆとりがないので、実験器具だけでなく、必要な教材を整備できていないのです。大規模校では、絶対にこんなことはありません。

数年前に私は中川人形保存会でお付き合いしている東京の二子玉川小学校にお邪魔したことがありますけれども、そのとき驚いたのは先生がかなりハイレベルの実験を子どもたちに見せているということでした。中川の子どもたちは明らかに教育格差の中に押し込まれているのだということをぜひ知っていただきたいと思います。

もう一つ、皆さん、スクールカウンセラーっていう制度を御存じですか。スクールカウンセラーっていうのは、心に病を負った子どもたちをケアする人たちのことです。

実は、東京都は全ての小中学校にスクールカウンセラーを1名配置しております。長野県では、小規模校には複数学校に1名という配置なっていて、この地域でも数年前までは地域の数校をまとめて1人でした。子どもの心の問題を専門的にケアする人材が小規模校では配置されていないのです。不登校、いじめ、発達障害など、子どもたちと保護者の周辺は悩み事でいっぱいなのに、財政的な事情でカウンセラーが常時見守りできないというのはおかしいことだと思いませんか。

こういった教育格差を都市住民はどう見ているのか、皆さん御存じですか。都市と農村の教育格差は、都市住民の方が敏感に感じているのです。議会でも何度も問題になっている若い方の移住、定住で都市にいる子どもを持った若者が農村に移住する場合の最大の注意点は、子どもの教育は大丈夫かという点であります。農村は都会に比べて教育格差があるのではないかと感じている方が多いことは確かなんです。これまで移住、定住の議論の中ではほとんど教育問題は出ておりませんが、都会の若者からすれば、食っていくのは何とかできるけど、子どもの教育は自分の力ではどうにもならないと感じているんです。

皆さんは、南箕輪村の移住、定住促進のパナーを開いたことありますか。そこには何て書いてあるか、日本で唯一、保育園から大学院まである村として紹介しています。別に、高校、大学、大学院や専門学校は村のものではないですし、中学校を卒業したらそれらに入学できるわけでもありませんので、地元の私たちから見ると人のふんどしで相撲を取っているようなものですけれども、子持ちの都会の若者がこれを見たとき、どんなイメージを持つと思いますか。恐らく、小さな村だけ教育に力を入れているすばらしいところと直感的に思うでしょう。

子どもの教育状況は移住しようとする若者にとって重大な関心事であって、教育格差にまともに対応していない村は恐らく見向きもされない状況なのだというをよく知っておいてください。

国は法律で教育の機会均等をうたっているのですから、地方にも教育水準の維持、向上を図ることは国の責務であります。

以上です。

○議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 これで討論を終わります。

これから採決を行います。

なお、挙手によって採決しますが、挙手されない場合は反対したものとみなします。この請願に対する委員長の報告は不採択です。

請願第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願書、これが原案です。この原案を採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 賛成多数です。したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

日程第3 請願第2号 国の責任による30人学級推進と、教育予算の増額を求め

る請願書

を議題とします。

本件は厚生文教委員会に付託してあります。

厚生文教委員長から審査結果の報告を求めます。

○厚生文教委員長 去る6月8日、議会本会議において厚生文教委員会に付託されました請願第2号国の責任による30人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書。

6月10日、役場第2委員会室において委員全員出席の下、慎重に審査いたしました。

審査の結果、反対多数で不採択すべきものと決しました。

請願の趣旨は次のとおりです。

2011年、衆議院、参議院ともに全会一致で義務教育標準法が改正され、小学校1年生に35人学級を導入することが決まりました。併せて、附則で小2以降、頂次改定することを検討し、財源確保に努力すると決めました。しかし、翌年の2012年は法改正でなく加配で小2を35人学級としました。その後は改善がなされていませんが、2017年、法改正での附帯決議では、学級編成の標準を35人に引き下げるなど、特段の配慮をするものとされています。

長野県では、2013年に30人学級(35人基準)を中学校3年生まで拡大し、小中学校全学年35人学級となりました。しかし、義務教育標準法の裏づけがないため、国の加配等を利用しながら予算的にやりくりしていくために、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増の多くを臨時的な任用教員を配置して対応したりするなど、課題も多く残されています。

児童生徒数が少ない市町村においても行き届いた教育が実現するため、国の責任において複式学級を解消するよう学級定員を引き下げることが大切であると考えます。などです。

審査の結果、反対多数で不採択となりました。

審査の過程で出された主な意見は次のとおりです。

質疑として、「内容の説明ができていない。紹介議員の出席が必要。」との質疑がありました。

反対討論として「コロナウイルスの発生が出ている。パンデミック、ウイルスは各年ごとに出ている。オンライン教育が大事。教員の教育が大事。人、物の予算が必要。格差が広がるが、私立は既にやっている。公立は直ちに体制を取る必要がある。」、2つ目として「教育は人数でなくオンラインの時代。能力のない者は置いていかれる。今は30人学級言っている場合ではない。」このような意見であります。

賛成討論として「教員の在り方の大きな転換期である。予算の増額を。一人一人、児童生徒に寄り添い行き届いた教育ができるよう予算の増額を。」、2つ目として「学力の格差をできるだけ最小限にし、少人数で行き届いた教育をしていく、大賛成である。」。

以上、慎重な御審議をお願いします。

○議長 委員長報告を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

○7番 (桂川 雅信) 先ほどと同じ質問をいたしますが、厚生文教委員長にお答えいただきたいと思えます。
この請願には「小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり」っというふうにあります。中川村の2つの小学校で専科教員の状況はどのようになっているか調べられましたか。

○厚生文教委員長 調べておりません。したがって、ここで申し上げたように、紹介議員に出席をいただけなかったのはちょっと問題があったかなというふうになっております。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

○7番 (桂川 雅信) 紹介議員が説明するとかしないとかの問題以前で、厚生文教委員会ですから、村の小学校から出されている実態について、困ったっというふうに言われているんですから、その実態について調査して調べて、実態について検討するのが厚生文教委員会の仕事ではないのですか。

○厚生文教委員長 請願においての質問は紹介議員から受けるというふうになっておりますので、本来お願いすべきでありましたけども、お願いしなかったという落ち度がありました。
以上です。

○議長 ほかに質疑は……。

○7番 (桂川 雅信) 学校の実態を知らずに何でこの審議ができるんですか、この請願の。私は不思議でしょうがない。お答えください。

○厚生文教委員長 この案件につきましては、御存じのように平成27年から同じものが出てきており、それに沿って審査したということでもあります。

○議長 ほかに質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 これで質疑を終わります。
次に討論を行います。
まず、原案に賛成者の発言を許します。
討論ありませんか。

○9番 (鈴木 絹子) これも毎年出ている請願ですけれども、教育予算の大幅な増額を求めたいと思えます。
少人数学級の推進は、このたびの新型コロナウイルスの感染拡大の中で求められた環境条件に十分しっかり合致します。これからの新しい生活様式を含め、今までと違う生活スタイルや行動などが求められている中、当然、教育現場でも模索される大きな課題です。オンライン教育も含めて教育の在り方の大きな転換期であります。教員が一人一人の児童生徒に向き合い、行き届いた授業、きめ細やかな対応ができるように、国の責任において教育予算の増額を求めるこの請願に賛成します。
以上です。

○議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

○5番 (松村 利宏) 日本の社会のデジタル化は10年前から言われていきましたが一向に進まなかった。新型コロナウイルス感染症によるオンラインの教育の必要性が明らかになり、私立の小中学校、高校との差が一気に開いているということになります。
国は、令和2年度から学校のデジタル化を図るため、生徒1人1台のパソコンを配置する経費を各市町村に配分している。令和2年度は、オンラインによる教育開始準備段階だと考えている。
新型コロナウイルス感染症は、ワクチン、治療薬が開発するまで安心できない。今後、異常気象、ウイルスによる危機管理は数年間隔で発生することが考えられる。このようなことを考えると、学校はオンライン教育を行うために必要なことを一気に進めなければならない。教員の意識、教員のオンライン教育のための教育、オンライン教育を行うための補助者の配置、生徒のデジタル化教育の意識、段階的な教育のための教材準備、デジタル化に対応できない家庭への補助、年度のデジタル化に伴う維持経費の補助を行うことが急務である。
学校の30名学級は、できれば実施したほうが望ましいと考えているが、アフターコロナの時代においてはプライオリティーが低いと考えます。
以上です。

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○7番 (桂川 雅信) ちょっと、今の村の2つの小学校に対する認識が全くないのではないかという感じがします。私が知っている今の村の専科教員についてだけ申し述べます。
小学校の専科教員には、音楽ですとか図画ですとか、その他、教科はありますけども、今では一般的に4年生以上の学年で算数と理科の専科教員が配置されるようになっていきます。中川村では、いまだにこの2つの教科での専科教員は配置されていません。その理由は小規模校だからです。大規模校には配置されているけれども小規模校には配置されないというのは、教育的配慮や効果ではなく、経済的効果だけが判断基準になっているからなのです。
先ほど申し上げた理科の実験教室においても、最近の学習指導要領に示された理科実験はかなり複雑なものがあり、実験の準備プロセスそのものがとても大変なものもあります。先ほど西小の実験室の機材があまり整備されていないことを述べましたけども、学校に専科教員がいないために、かつて購入した機材も有効に活用できていない実情もかいま見えています。ささいなことですが、理科実験は器具の準備過程から後始末まで全部が教育なのですが、時間的な余裕もなく、専科教員ではないため、実験器具の取扱いや片づけといった初歩的な作業が子どもたちには指導できていない実態もあります。実験後のピーカーがあまりきれいでない状態で水切りに入っている姿を見て、私は大変悲しくなったことを覚えています。
理科の実験や観察は子どもたちにとって自然界の面白さや楽しさ、驚きを感じてもらう重要な作業ですが、専科教員がいないために子どもたちに十分な教育がなされて

いないとすれば、重大な教育格差に結びついてしまいます。国は、早期に適切な人員配置と予算の増額を図り、地域間格差を解消すべきであると思います。

最後に、オンライン授業が整備されれば少人数学級など必要ないかのような意見があるようですが、まず小学校の1こまの授業がどのように成り立っているのか勉強していただきたいと思います。休校措置が取られたこの数カ月間、メディアでは盛んにオンライン授業が取り上げられていますが、これでこれまでの授業に取って代わることができるなどという評価はどこでもされていませんし、文科省もそのような評価はしていません。そもそも小学校教員が1こまの授業を実施するのに作成する授業計画は、毎回分を全て立案しています。細かい方は、そのノートの中で笑いを取る部分や発問の場所を細かく記述しています。そして、実施段階では、授業中の子どもたちの目つきや態度を見ながら、理解度を確認しながら進めているのです。オンラインで、例えば30名の子どもを一度の画面で見ながら同じことができるなどは先生方も考えていないのです。対面による集団の授業を乗り越えられるオンライン授業などは今のところありません。休校措置が続いた際に県教委が動画サイトで作ったニュースを流したり、NHKが受託配信のビデオを流したりしたので、あたかもオンラインでこれまでと同じ授業効果が得られるかのように思われていますが、はっきり申し上げて、これは幻想に過ぎません。先ほどから申し上げている理科実験などは、オンライン授業には決してなじまないよい例であることを申し上げておきます。唯一評価されているのは、不登校児童に対する学校と児童生徒との交流がオンラインによって復活できたことでありますが、これとて、こういった児童にこれまでと違った別の手だてをすれば復帰できる可能性を示しただけで、教員の作業量を減らしているわけではありませんし、むしろ増やしています。

もう一つ最後に申し上げたいんですが、先ほど委員長報告の中でできない子は置いていけばいいというような発言がちょっとあったように伺いました。事実、そういう発言が審議の中でされたのであれば、私は大変問題だと思います。文科省は、そういう指導をしていません。そういう形で学校の授業をつくるなどということもしていません。できない子を置いていっていいんだというようなことも言っていません。ぜひ、この請願に賛同する立場から指摘させていただきたいというふうに思います。

○議長 次に、原案に反対者の発言を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 ほかに討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 これで討論を終わります。
これから採決を行います。
この請願に対する委員長の報告は不採択です。

請願第2号 国の責任による30人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書、これが原案です。この原案を採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 賛成多数です。したがって、請願第2号は採択することに決定しました。

日程第4 請願第4号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願書

を議題とします。

本件は厚生文教委員会に付託してあります。

厚生文教委員長から審査結果の報告を求めます。

○厚生文教委員長 去る6月8日、議会本会議において厚生文教委員会に付託されました請願第4号加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願書。

6月10日、役場第2委員会室において委員全員の出席の下、慎重に審査しました。審査の結果、全員賛成で採択すべきものと決しました。

請願の趣旨は次のとおりです。

加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす大きな原因となります。

また、最近では鬱や認知症危険因子となることも指摘されています。加齢性難聴によりコミュニケーションが減り、会話をすることで入ってくる情報が少なくなることが脳の機能の低下につながり、鬱や認知症につながるのではないかと考えられています。

日本の難聴率は、欧米諸国と大差はありませんが、補聴器の使用率は欧米諸国と比べて低く、日本での補聴器の普及が求められています。しかし、日本における補聴器は高額な上に健康保険が適用されていないため、特に低所得者の高齢者にとって購入にかかる費用の負担は切実な問題となっています。

国は、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者である高度・重度難聴の場合は購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象は僅かで、約9割は自費で購入していることから、特に低所得者に対する配慮が求められています。

欧米では補聴器購入に対して公的補助制度があり、日本でも一部の自治体で高齢者の補聴器購入に対する公的補助を行っています。などであります。

全員の賛成により採択となりました。

審査の過程で出された主な意見は次のとおりです。

質疑では「国は、なぜやらないのか。」、2つ目として「難聴者のことが国では分かっていないのではないか。」、3つ目として「出してみないと分からない。」、4つ目として「中等度は普通の会話が聞こえにくいという人もいる。」。

賛成討論であります。1つとして「補聴器をつけても聞こえにくいという人もいる。難聴が進むことで他の病気を引き起こす。健康寿命が伸びる可能性。医療費が低くなる。国に目を向けてほしい。」、2つとして「一般質問では村で補助ができないかと言ってきた。国に対して上げてほしい。今回の請願賛同者の実名で上げてきた。」、3つ目として「普通の会話が聞こえづらい中等度難聴は大勢いる。ドクターと補聴器について慣れるまでしっかりやってほしい。」、4つ目として「歯科、眼科は保険が利く。補聴器が利かないというのは片手落ちであり、上げていくべきである。」。

○議 長 以上、慎重な御審議をお願いします。
委員長報告を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
まず、原案に反対者の発言を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 原案に賛成者の発言を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
この請願に対する委員長の報告は採択です。
この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、請願第4号は採択することに決定しました。
日程第5 陳情第4号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書
及び
日程第6 陳情第6号 国に対して「地方における公立・公的病院の国の基準に基づき一方的な再編・統合は行わないことに関する意見書」
の提出を求める陳情書
を議会会議規則第37条及び議会先例第33条第3項の規定により一括議題とします。
本件は厚生文教委員会に付託してあります。
厚生文教委員長から審査結果の報告を求めます。
○厚生文教委員 去る6月8日、議会本会議において厚生文教委員会に付託されました陳情第4号
医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書。
6月10日、役場第2委員会室において委員全員の出席の下、慎重に審査しました。
審査の結果、委員全員の賛成で採択すべきものと決しました。
陳情の趣旨は次のとおりです。
総務省就業構造基本調査によれば、医師は週労働時間が60時間を超える人の割合
が41.8%と職種別で最も高く、雇用者全体では14%となっています。また、勤務医労働
実態調査2017では、救急や産科では1カ月の平均労働時間が平均80～90時間を超
えるという結果が出ている。夜間救急対応の当直を含む32時間連続勤務が強いられ、
医師の過労死や過労自死が後を絶たず、命を守る現場では医師の命が脅かされていま
す。この背景には、経済協力開発機構、OECDの2017年調査では人口1,000人当
たり医師数がOECD平均3.5人に対して日本は2.4人で、36か国中31位という絶対
的な医師不足があります。ところが、厚生労働省医療従事者需給に関する検討会・医

師需給分科会は、第3次中間取りまとめ2018年5月31日において、遅くとも2033年
頃には医師の需給が拮抗するとの将来推計を根拠に、2022年度以降、医学部定員の減
員に向け医師養成数の方針等を見直していくべきとし、これを受けて政府は骨太方針
2018で2022年度以降の医学部定員減について検討することを打ち出しました。

しかし、厚労省が定員減の根拠とする医師需給推計は、医師の労働時間をケースに
よっては最大週80時間とし、医療需要の見込みは入院ベッドを減らす地域医療構想
に連動している。医療需要を少なく見積もり、長時間労働解消を前提としない推計を
根拠に医師の養成定員を減らす方向は、医療現場の長時間労働の解消の方向とは
真っ向から反対するものです。

長野県の医師数も全国平均を大きく下回っている。医師の養成数が減少しては、長
野県への医師の誘致も難しさを増す課題となる。

日本の医療崩壊を防ぎ、地域住民が安心して暮らせる救急医療や地域包括ケア体制
の充実のために医師数を増やすことこそが求められている。

審査の結果、全員の賛成で採択となりました。

意見書を作成し、今定例会に提出することになりました。

審査の過程で出された主な意見は次のとおりです。

質疑として「地方における充足率が分からない。」

賛成討論として「医師が余裕を持って働ける条件づくりが1つとして、定員の削減
はやめてほしい。」、2つとして「伊南総合病院でも医師不足がある。都会との格差が
ある。定員を減らさないために医師の確保が必要。」、3つとして「地方における医師
の数の議論が必要。不足している地方に問題があるのでは。大学における医師の配置
で地方での在り方を考えるべき。」、4つとして「コロナ対策やら、医師の数の問題な
ど、OECDでの格差があっても、それに近づく努力が必要です。」などであります。

次に、去る6月8日、議会本会議において厚生文教委員会に付託されました陳情第
6号 国に対して「地方における公立・公的病院の基準に基づく一方的な再編・統合
は行わないことに関する意見書」の提出を求める陳情書。

6月10日、役場第2委員会室において委員全員の出席の下、慎重に審査いたしまし
た。

審査の結果、全員の賛成で採択すべきものと決しました。

陳情の趣旨は次のとおりです。

昨年9月26日、厚生労働省は、全国の公立・公的病院のうち424病院名を公表し、
その廃止や一部診療科を他の病院移すなど、再編、統合を進めると発表し、長野県内
では15病院が名指しされました。厚生労働省は、2017年、診療実績を基に公立・公
的病院の中で重症者向け高度急性期、一般的な手術をする急性期に対応できる1,445
病院を調査して、特に診療実績の少ない、あるいは診療実績が類似かつ近接で20分以
内の距離に競合する病院があるなどの基準を設けて再編、統合が必要であると判断し
ましたが、この一律の基準では地方の置かれた医療事情を無視したものとわざるを
得ません。

長野県の医師不足の実態、公共交通機関の不足、高齢化の進展などを加味すれば、受療状況や診療実績は大きく変化する可能性があり、一律の基準だけで再編、統合をするにはあまりに早計過ぎです。

全国知事会、全国市長会、全国町村会は3会長連名でのコメントで、地域の個別事情を踏まえず全国一律の基準による分析のみで病院名を公表したことは、国民の命と健康を守る最後のとりでである自治体病院が機械的に再編、統合されることにつながりかねず、極めて遺憾と抗議の声を上げました。

また、厚生労働省が3月6日に示した新型コロナウイルス感染がピーク時の患者数推計の計算式では、ピーク時の外来患者数は42万8,000人、入院患者数は22万2,000人となり、重症患者数は7,467人となりました。しかし、国内感染指定病床は全国367病院で、3種類を合わせても1,869床にすぎず、病院の再編、統合が行われれば、今般の新型コロナウイルス感染拡大等の不測の医療需要に対応する医療提供体制を提供することができず、多くの国民の命を危険にさらすこととなります。

公立・公的病院の統合や廃止は、地域での役割や地方における医療の実態を様々な角度から慎重に検討する必要がある、さらに、命に直結することから地域住民の十分なコンセンサスを得ることが大前提です。

審査の結果、全員の賛成で採択となりました。

意見書を作成し、今定例会に提出することになりました。

審査の過程で出された主な意見は次のとおりです。

質疑は特にありませんでした。

賛成討論で「個別に病院名が挙がった。今までのようにやってほしい。地方のことを考えてほしい。」などです。2つ目として「地方における重症者対応、軽症者対応をしてほしい。デジタル化、オンライン診療が進む対応を考えてほしい。」、3つとして「診療所と病院の連携が大切だ。地方になくてはならない公立・公的病院の重要性を国が分かっていない。」などであります。

以上、慎重な御審議をお願いします。

○議 長 委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

まず、陳情第4号の採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、陳情第4号は採択することに決定しました。

次に、陳情第6号の採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、陳情第6号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第7 陳情第5号 県立高校の第2期再編をすすめる長野県教育委員会に対して、コロナ禍の中での拙速な決定を行わず、住民の声を聞いてすすめるよう求める陳情書

を議題とします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長から審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長 6月8日の本会議において総務経済委員会に付託されました陳情第5号 県立高校の第2期再編をすすめる長野県教育委員会に対して、コロナ禍の中での拙速な決定を行わず、住民の声を聞いてすすめるよう求める陳情書について、6月10日、委員全員の出席の下、慎重に審査をいたしました。

陳情の趣旨は、1 高校再編は新型コロナウイルス禍の中で拙速な決定を行うべきではない、2 統合、再編でなく、地域高校を少人数学級にして存続こそ地域の声である、3 普通科高校の学級数が減少することは普通科希望者の多数が入れなくなることに繋がる、4 農業、製造業が盛んな上伊那地域には農業高校、工業高校の存続が必要である、5 総合学科制を実施している高校への希望者が減ってきている傾向を見る必要がある、6 地域を一層寂れさせる再編、統合は行うべきではない、7 地域の意見に耳を傾けて最終案につなげるように求めるという内容でした。

審査の結果は、賛成多数で趣旨採択にすべきものと決しました。

審査の過程で出された主な意見は、「少人数という声はあるが、それが全て統合、再編よりも今の高校を存続してという意見ではないと思う。生徒に選択を与える高校再編が求められる。」「上伊那の議論が先行し過ぎている。高校再編に関して具体的な高校名が出てきているが、地域の理解が進んでいない。少数意見を取り入れて議論を進めるべきである。」「長野県教育委員会が拙速な議論は行わないと表明している。地域の理解を得ながら高校再編を進めるべきである。」「人口減少時代を迎え、生徒数の減少は避けられず、高校再編は必要である。」「長野県教育委員会と高校再編を考える上伊那の会の議論がかみ合っていない。高校再編は必要だが、学校教育は経済効率主義で考えるべきでない。」「高校の将来像を議論する中、多種多様な学びの場を設けることが重要である。多種多様な学びの場を設ければ多くの教員が必要になる。」「高校再編については拙速な議論をするべきではないと考えるが、陳情書の内容には思い込み

と思われる内容がある。趣旨採択にすべきである。」「趣旨採択では、意見書が長野県教育委員会に提出できない。中川議会として意見書の提出が必要である。」「意見書の提出をすれば、陳情書の内容を大幅に見直ししなければならない。高校再編を考える上伊那の会の陳情書の内容と逸脱してしまい、理解が得られないのではないか。」などの意見が出されました。

○議 長 以上、審議のほど、よろしく申し上げます。

委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

まず、原案に反対の者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 賛成の発言を許します。

○9 番 (鈴木 絹子) 中川村には高校がないので、村の子どもたちは上伊那郡下の高校や、より近い下伊那郡下の高校に通っています。バスや電車を乗り継いで、あるいは家族が送っていくという形での通学実態ですが、統合、再編されることで学科の範囲が狭められ、南部に普通科高校がなくなり、志望する生徒が入れなくなるということは大変なことと受け止めます。より遠い学校に通わなくてはならないなど、条件が厳しくなります。村に住む子どもたちや保護者に、きちんとこのことが知らされているかも大変疑問です。

また、農業、工業などの専科も総合技術高校という形が提案されています。専門に究めるといふ観点ではどうかと疑問を持ちます。何より、地域に学校があるということが地域を元気にしているもとでもあるはずです。人数が減るから統合していくのではなく、今ある中でできることを進めていくべきと考えます。

以上、賛成討論とします。

○議 長 ほかに討論はありませんか。

○5 番 (松村 利宏) 私、反対っていうか、趣旨は……。すみませんが、反対の立場でやります。

上伊那郡の高校再編は、日本社会が今後30年間でどのように変化するかを考慮し、どのような人材を育成することが求められるかを考えなければならない。

日本社会は、令和元年度からデジタル化を一気に進めることになる。現在の大学、高校は、理系、文系で区分され、理系では社会、国語が軽視され、文系では数学、理科が軽視されている。今後は、理系、文系の区分がなくなり、幅広い教養を身につけた後にテクノロジーの基礎、応用を身につけることが日本社会に求められることになる。このため、教員は今までの延長線での教育を行うことはできない。世界の中での日本の国益を考え、世界に貢献できる人材の育成、科学的思考に基づく基本的教育、

日本の文化、歴史に基づく教育ができる教育が必要になる。教員は、最低限デジタル化に対応できるよう意識、能力を身につけなければならない。

高校における教科は普通科、商業科、工業科、農業科となるが、共通学科として情報が全ての学科に必要なことになる。これらの科目をどのように統合するか、今後さらなる検討が必要となる。

生徒は、高校生活で同級生、クラブ活動等で社会教育を学ぶことも重要であり、一定規模の高校が必要であり、上伊那郡の地理的特性である通学範囲に希望する高校があることも考慮しなければならない。

さらに、設備は30年後の職業に適用できる最新の設備を整える必要がある。

以上です。

○議 長 ほかに討論はありませんか。

○7 番 (桂川 雅信) 本件については、趣旨採択ということで私も委員会で述べましたので、趣旨採択として賛成意見を述べたいと思います。

本件については、昨年の陳情書では拙速な決定を行わないようにという内容で採択されていたと思います。

県教委は、本年3月に県立高校再編整備計画1次案を発表し、伊那北高校と伊那弥生ヶ丘高校の統合、総合学科高校と総合技術学校の設置が提案され、5月をめどに4地域で住民に説明する場を設けて、県会6月議会で議論して確定する予定だったそうです。このスケジュールについては、コロナの影響もあり、6月10日の報道では、県教委は再来年3月まで決定を延期したとされていますので、陳情の趣旨である「コロナ禍の中住民の声を十分聞くことのできない拙速な決定を行わず、十分意見を聞く機会を設けること。」という第1項目は趣旨どおり実現したものと思います。

ただ、問題は、県教委が第1次案を提出する際に上伊那地域の高校の将来像を考える協議会が提出した「上伊那地域の高校の将来像について 意見提案」についてどのような検討がなされたのか明瞭になっていないことです。協議会が提出した意見提案には、最終的に地域懇談会等で意見が挙がった少人数学級については、適正な教員の配置を含め、生徒の成長の場として最適な学級や授業の在り方について研究することが望まれるとされており、県教委が統合、再編案の作成に当たり、これらの意見についてどのような検討結果となったのか明らかにする必要があります。

また、この協議会の意見提案の「おわりに」では次のように述べています。

最後になりますが、県教育委員会がこの意見提案を実現する全ての権限と責任を担っています。他地域に先がけて「本協議会」を設置したのは、可及的速やかに上伊那地域の県立高校に「新たな学びの場」を設けて欲しいという切実な願いからです。上伊那地域に望む学びを実現するため、地域社会も支援をしますので、その学びの場である「学校」運営に欠かせない教員の配置及び施設や設備の整備、そして、そのための予算が確保されること強く望みます。

と「おわりに」に書いてあります。ここには高校再編に当たっての重要な視点が含まれていますので、県教委は地域協議会の提案に対してどのように応えるのか示す必要

があると思います。地域では県教委が生徒数の減少に伴う経済効率の低下だけで高校再編を考えているのではないかという危惧を持っているのであり、そのことに県は正確に応える必要があります。

一方で、本件陳情者の高校再編を考える上伊那の会、以下、上伊那の会といいますが、の陳情書にある「統合再編より少人数学級をすすめて」という趣旨に一言申し上げます。この主張は、県が経済効率だけから高校再編を考えているのではないかという懸念から発したものと思われませんが、高校再編と少人数学級を対立したものとして捉えているように見え、高校再編を阻止するために少人数学級の主張をしているようにも思えます。もっと言えば、高校再編によって少人数学級が実現したら上伊那の会はどのように応えるのか、見解が見えません。このようにして見ると、県教委と上伊那の会の議論がかみ合っていないような気がします。

高校再編で一番求められているのは、これからの高校教育をどのようにすべきなのかという点での深い議論であって、生徒数の減少は、その1つの契機に過ぎないはずで

す。協議会の意見提案には、上伊那地域の県立高校の課題として新たな学びとしての探求的な学び推進への課題を掲げています。私は、協議会が掲げている探求的な学びをどのようにして上伊那の高校で実現していくのか、ぜひとも議論を進めていただきたいと考えます。

ここで、少しそもそも論の話をしたと思います。

私たちが子どもの頃、都会でも高等学校は戦前の旧制中学や高等女学校が新制高校に変更され、その数の少なさが問題になっていました。戦後、私たちの世代が小学校から中学に進学する頃、今から60年ほど前の話ですが、全国で母親たちが猛然と高校全入運動を起こし始めたのです。このまま過ごせば高校入学希望者も入学できない事態が目に見えていたからです。しかも、これは社会的な要請でもありました。高度成長を支える若者を大量に社会に早く送り出すためには、基礎的な読み書きそろばんだけではなく、それらを社会生活と生産現場で応用できる社会人が必要だったからです。併せて、食料生産の拡大のためには農業を専攻する教科の普及が求められましたし、工業製品の製造現場では、言われたことだけこなす労働者ではなく、機械の整備や改造への提案ができ、図面が読める技術者も求められるようになり、即戦力としての農業高校や工業高校は希望者が殺到していました。当時の大学も多くは高度経済成長を支える人材を世の中に送り出す教育・研究機関でありました。それから半世紀以上経過し、後期中等教育と高等教育を取り巻く状況は大きく変化しています。経済成長によって多くの子どもたちが高等学校に入学できるようになり、大学への進学率も向上してきたのですが、一方で、社会的には職業選択の幅が大きく広がり、併せて製造業の地位が総体的に低下してきました。職業選択の幅が広がったということは子どもたちにとって有益なことなのですが、他方で多様な道からそれらを選択できる能力も必要になっており、自分が生きる道を自分の力で探求する力を身につけねばならないというこれまでにない能力を試されることになっているのです。が、一方で、現在の高

校、大学の受験制度を見ていると、それらの多様な道を探求する方向とは異なる単なる知識のレベルを見ているにすぎず、現実の世界の進む道との大きなギャップが生じているのが現実です。

協議会の意見提案に新たな学びとしての探求的な学びを掲げたことは、至極当然の成り行きだと思います。協議会の中には信州大学の先生も参画さなっているので意見が出されたものと思いますが、今日の高名な国公立大学でも初年度の入学生が授業についていけずに補習授業を受けているという報告は枚挙にいとまがありません。高校教育そのものが大学受験のための教育となっており、探求的な学びになっていないからなのです。センター試験に英語のリスニングやスピーキングを導入しようとした意図は、その典型であります。ごく一部の企業の利益のために国の教育方向と子どもの能力開発をゆがめてしまう、子どもたちにとっては最悪の制度になるところでした。多様な能力を花開かせる教育とは、子どもたちを一律の目的に縛らず、自分ももっと得意とする、興味を持っている、これなら社会に貢献できると思える仕事に就くための準備を整えてあげるといふことにほかなりません。そして、それを成し遂げるためには学校や教員も多様性を保持していなくてはならず、現状のままでよいということではないのです。恐らく、この教育目標を実現するためには、協議会の意見提案が述べているように、その学びの場である学校運営に欠かせない教員の配置及び施設や設備の整備が必ず必要になります。生徒数が減少したから予算や教員も削減するといった方向では絶対に解決できるものではないのです。

統合、再編に機械的に反発するのではなく、むしろ今後あるべき高校教育の姿を議論する中で少人数教育が必然的に必要なのだということを経験、再編の議論の中で繰り返し行っていたと思います。

私は、今ここで少人数教育と申し上げました。少人数学級ではありません。少人数学級ってというのは小中学校で今うたわれている話であります、今日もちょっと議論ありましたけれども。私が申し上げているのは、ここでは少人数教育です。少人数教育とは、今までも大学では既にもう行われています。ゼミのようなところで、5～6人や10人ぐらいのスペースでやられているところがたくさんありますけども、こういう教育を高等学校に持ち込むということです。

統合、再編自体が問題なのではありません。経済効率だけで教育を縮小させようとするのが問題なのであって、本来あるべき高校教育の姿に向かって、つまり協議会が述べている探求的な学びをどの生徒も享受できる仕組みをつくるべきなのであって、それが結果的に統合、再編によって探求的な学びに結びつくのであれば、それは地域全体で支援しなければならないことと考えます。

探求的な学びは農業高校や工業高校についても同じです。戦後の食料増産と経済成長を支えた農業は、多方面の機械化と農業技術の前進によってその目的を達成してきましたが、これからは担い手不足の中での技術的大転換が求められており、その中心はスマート農業です。これは、建設業などにおける土木技術なども同じです。しかし、AIを駆使した農業技術はまだ始まったばかりで、特に重要なのは膨大なデータの収

集と処理が作物栽培ごとに必要になることや圃場ごとに諸条件が異なっていることで、これらを克服するためには研究者と現場をつなぐ技術者がどうしても必要となります。農業高校や工業高校は、これまでの壁を越えて共同で新時代を開く先端的な位置にいるんですが、問題は教育者の育成自体が進んでいないことです。つまり、教員と生徒を同時に育成する仕事をこなす覚悟を県教委には持ってもらう必要があります。併せて、農業高校や工業高校の卒業生が探求的な学びの中で大学の農学部や工学部に進学する道も開くことができるように、まさに多様な学びをつくっておく必要もあると思います。

高校の統合、再編は単なる数合わせの問題ではないのだということを申し上げていきたいと思います。

以上です。

○議長 ほかにも討論はありませんか。
○1番 (片桐 邦俊) 私もこの件につきましては趣旨採択に賛成の立場で討論をさせていただきます。

この陳情書の内容を見させていただきますと、少人数ということが出てくるわけがありますけども、少人数という声につきましては確かに地元にも多くあるわけでありまして、ただし、それが全てイコール現在の高校の存続という意見ではないと思われまます。また、現在の高校においても、2年生以降、クラス単位での授業だけでなく、選択科目等で少人数授業が多く行われておりますし、現在検討されております総合学科高校、総合技術高校につきましても、既存の高校のお話を聞くと少人数での専門的な授業が受けられるコースが多く設置をされていると聞いております。

今後の少子化のこともありますけれども、やはり一番に考えていかななくてはならないことは子どもたちの要求が満たされるような高校改革、高校再編が必要であるというように思っております。

また、先ほど賛成意見の中でお話がありましたけれども、いわゆる普通科高校の問題でありましたけれども、実は、総合学科高校の中には普通科コースがあるわけでありまして、普通科も全くなくなるわけではないというふうに考えております。そんなことも含めまして、高校改革、高校再編っていうものは、私は必要であるというように考えております。ただし、拙速な決定を行わずに、やはり住民等との十分な意見交換、協議をすることについては賛同できるという立場でありますので、趣旨採択ということで賛成をしたいと思っております。

○議長 ほかにも討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 賛成多数です。したがって、陳情第5号は委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

ここで暫時休憩とします。再開は追って連絡します。

〔午後3時19分 休憩〕

〔午後3時45分 再開〕

○議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第8 発議第1号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 趣旨説明を求めます。

○5番 (松村 利宏) 朗読をもって趣旨説明をいたします。

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書。

加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす大きな原因となります。

また、最近では鬱や認知症危険因子となることも指摘されています。加齢性難聴によりコミュニケーションが減り、会話することで入ってくる情報が少なくなることが脳の機能の低下につながり、鬱や認知症につながるのではないかと考えられています。

日本の難聴率は欧米諸国と大差ありませんが、補聴器の使用率は欧米諸国と比べて低く、日本での補聴器の普及が求められています。しかし、日本における補聴器は高額な上に健康保険が適用されないため、特に低所得の高齢者にとって購入にかかる費用負担は切実な問題となっています。

国は、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者である高度・重度難聴の場合は補装具費支給制度により費用を一部支給していますが、中等度以下の場合には、購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象は僅かで、約9割は自費で購入していることから、特に低所得の高齢者に対する配慮が求められています。

欧米では補聴器購入に対して公的補助制度があり、日本でも一部の自治体では高齢者の補聴器購入に対して補助を行っています。

補聴器のさらなる普及で高齢になっても生活の質を落とさず心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制につながります。よって、難聴により生活の質を落とさず心身ともに健やかに過ごすことができるようにするため、高齢者等が加齢性難聴により補聴器を購入する際の公的補助制度を創設するよう強く要請します。

以上、慎重な審議をお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○7 番 (桂川 雅信) 私の記憶違いでなければ、ちょっと誤字の訂正をいただいたほうがいいかなと思います。

本文の下から7行目「欧米では補聴器購入に対して公的補助制度があり、」とありますが、アメリカは公的補助ありませんので、たしか。ないですよ？なので、この「米」は削除していただいて「ヨーロッパでは」としていただいたほうがいいと思いますので。

○議 長 今の意見についてはどうでしょうか。よろしいですか。

○5 番 (松村 利宏) はい。

○議 長 そのように、じゃあ訂正をします。

ほかに質疑はありませんか。

○9 番 (鈴木 絹子) 漢字の訂正をお願いしたいと思うんですけど、中ほどの「国は身体障害者福祉法」のところの「身体障害」の「害」を平仮名の「がい」にしたほうがいいかと思います。続きの「規定する身体障害者である」っていうところ、2か所になると思いますけれども、平仮名の「がい」がいいかと思うんですけど。

○議 長 よろしいですか。法律が漢字になっているということなんですが、それでそういう字にしたそうですが。

○9 番 (鈴木 絹子) もし漢字だとすると、いしへの「碍子」の「碍」っていうことだそうですけど、ここに書いてある「害」は使わないっていう話を聞いたことがあります。

○議 長 まだ、そちらは訂正されていないみたいです。納得？

じゃあ、議長の一任で訂正をさせていただきますので、御了承ください。いいですか。

○9 番 (鈴木 絹子) はい。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

○2 番 (飯島 寛) 発議第1号の賛成者の柳生議員の「柳」という字は、これでよろしいんですか。

○議 長 この字でいいそうです。

柳生議員、よろしいんですね。

戸籍の字がこういうふうだそうです。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第9 発議第2号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の提出について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 趣旨説明を求めます。

○6 番 (中塚礼次郎) それでは、朗読をもちまして提案といたします。

医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書。

日本の医師数は、人口1,000人当たりOECD平均3.5人に対し2.4人と極めて少なく、週60時間以上働く割合は職種別で医師が最も高くなっています。特に救急や産科では1ヶ月の時間外労働時間が平均80~90時間を超え、当直を含む32時間連続勤務が強いられています。ところが、政府の骨太の方針2018では、2022年度以降の医学部定員減を検討する方向が打ち出されました。しかし、その根拠とされる厚生労働省の医師需要の将来推計は、医師の長時間労働がケースによっては最大週80時間とし、また医療需要は入院ベッド数を減らす地域医療構想に連動しています。この推計を基に医師の養成定員を減らしてしまうと、医師の長時間労働の改善にはつながらないばかりか、深刻な医師不足が続く地域医療にも大きな影響を与えることが危惧されます。

住民が安心して暮らせる救急医療や地域包括ケア体制の充実が図られるよう、引き続き医師数を増やすことを強く求めるものです。

下記の事項について国に要望します。

2022年度以降の医師養成定員減という方向を見直し、医療現場と地域の実態を踏まえ、医師数をOECD平均以上の水準に増やすこと。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第10 発議第3号 地方における公立・公的病院の国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないことに関する意見書の提出についてを議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 趣旨説明を求めます。

○9番 (鈴木 絹子) 朗読をもって提案にします。

地方における公立・公的病院の国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないことに関する意見書

令和元年9月26日、厚生労働省が全国の424病院を廃止や一部診療科を他の病院へ移すなどの再編、統合を進めると発表し、長野県内は15病院が名指しされました。厚生労働省は、2017年の診療実績を基に公立・公的病院の中で重症者向け高度急性期、一般的な手術をする急性期に対応できる1,455病院を調査して、特に診療実績が少ない、あるいは診療実績が類似かつ近接で20分以内の距離に競合する病院があるなどの基準を設けて再編、統合が必要であると判断しましたが、この一律の基準では、あまりに地方の置かれた医療事情を無視したものと言わざるを得ません。

長野県の医師不足の実態、公共交通機関の不足、高齢化の進展などを加味すれば、受療状況や診療実績は大きく変化する可能性があり、一律の基準だけで再編、統合を判断するにはあまりにも早計です。

全国知事会、全国市長会、全国町村会は、3会長連名のコメントで、地域の個別事情を踏まえ、全国一律の基準による分析のみで病院名を公表したことは、国民の命と健康を守る最後のとりでである自治体病院が機械的に再編、統合されることにつながりかねず、極めて遺憾と抗議の声を上げました。

また、厚生労働省が3月6日に示した新型コロナウイルス感染がピーク時の患者数推計の計算式では、ピーク時の外来患者数は42万8,000人、入院患者は22万2,000人となり、重症患者7,467人となりました。しかし、国内の感染症指定病床は全国で367病院、3種類合わせても1,869床にすぎず、病院の再編、統合が行われれば、一般の新型コロナウイルス感染拡大等の不測の医療需要に対応する医療提供体制を提供することができず、多くの国民の命を危険にさらすことになります。

公立・公的病院の統合や廃止は、地域での役割や地域における医療の実態を様々な角度から慎重に検討する必要がある、さらに、命に直結することから地域住民の方々の十分なコンセンサスを得ることが大前提です。

以上のことから、下記事項について国に要望します。

記

地方における公立・公的病院の国の基準に基づく一方的な再編、統合は行わないこと。

以上、よろしく討議ください。

○議長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第11 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長、総務経済委員長及び厚生文教委員長から議会会議規則第75条の規定によりお手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありません。

お諮りします。

本件について委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま桂川雅信議員ほか5人から発議第4号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。発議第4号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 発議第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 趣旨説明を求めます。

○7番 (桂川 雅信) 朗読により提案に代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書。

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより義務教育の機会

均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきたところです。

しかし、昭和 60 年から政府は国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象項目を外し一般財源化してきました。

また、平成 18 年、三位一体改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、費用の負担割合については 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いています。

今のままでは、財政規模の小さな県では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態になっています。

そこで、令和 3 年度予算編成において、義務教育の水準の維持、向上と機会均等及び地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望します。

1 教育の機会均等とその水準の維持、向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を 2 分の 1 に復元すること。

以上、よろしく御審議のほどお願いします。

○議 長 説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 賛成多数です。よって、発議第 4 号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま片桐邦俊議員ほか 5 人から発議第 5 号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 2 として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。発議第 5 号を日程に追加し、追加日程第 2 として議題とすることに決定しました。

追加日程第 2 発議第 5 号 国の責任による 30 人学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長

趣旨説明を求めます。

○1 番

(片桐 邦俊) それでは、朗読をもって説明にいたしたいと存じます。

国の責任による 30 人学級推進と教育予算の増額を求める意見書。

平成 23 年国会において、小学校 1 年生に 35 人学級を導入することが全会一致で法律(義務教育標準法改正)に盛り込まれ、附則で小 2 以降順次改定することを検討し、財源確保に努めると定めた。しかし、翌年の平成 24 年度は、法改正ではなく加配で小 2 を 35 人学級とし、それ以降、国の 35 人学級は進んでいない。

長野県では、平成 25 年度に 35 人学級を中学校 3 年生まで拡大し、小中学校全学年で 35 人学級となった。しかし、義務教育標準法の裏づけがないため財政的負担は大きく、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により対応していたりするなど、課題も多く残されている。

いじめや不登校、生徒指導上の様々な問題への対応など、多様化する学校現場に対応し、教員が一人一人の子どもと向き合い、行き届いた授業、きめ細やかな対応を可能にするためには、少人数学級は欠かせない。このために、厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において少人数学級を早期に実現する必要がある。

また、長野県では、少子化が進む中で、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消しているが、地方自治体の財政的負担は大きなものとなっている。児童生徒数が少ない市町村においても行き届いた教育が実現するため、国の責任において複式学級を解消するよう学級定員を引き下げることが大切である。

以上のことから、豊かな教育を進めるため以下の点を強く要請する。

1 国の責任において計画的に 30 人学級を推し進めるために義務教育標準法改正を含む教職員定数改善計画を早期に策定し、着実に実行すること。また、そのための教育予算の増額を行うこと。

2 国の複式学級の学級定員を引き下げること。

以上、審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長 賛成多数です。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。
これで本定例会の会議に付された事件の審議は全て終了しました。
ここで村長の挨拶をお願いいたします。

○村長 6月定例会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。
6月8日からの定例会では、初日に審議をいただきました14の議案と本日提出を
いたしました工事変更請負契約に関わる議案、全てお認めいただきました。改めてお
礼を申し上げます。
議会会期中、6月10日でありますけれども、全員協議会の場で新型コロナウイルス
関連の村独自の事業者支援施策についての中間の報告をいたしました。本日現在、
新たな申込み等がされておりますので、この場をお借りして報告をいたします。
まず、新型コロナウイルス感染症対策商工業支援補助金について申し上げます。支
援件数が42件から57件に増加をいたしました。申請金額は779万円から1,076万
6,000円に増えております。
次に、休業再開支援金について申し上げます。申請件数が1件から2件に、申請金
額は10万円から20万円に増額をしております。
続きまして、制度資金に関してであります。セーフティーネット保証4号認定につ
いて申し上げます。14件から16件に2件増えております。もう一つ、セーフティー
ネット保証の5号認定であります。6件から10件に4件の増となっております。
続いて、村の制度資金の融資、特別運転資金に関して、この状況について申し上げ
ますが、融資実行件数15件から1件増えて16件になっております。融資金額が7,749
万円から57万円増、1件増えたわけではありますが、これが、7,806万円に融資
金額となっております。それぞれなっております。
信用保証協会の保証で、国、県の制度資金借入れの前提となりますセーフティー
ネット保証認定件数が先ほど申し上げたとおり急増しております。業種も多岐にわ
たっております。ウイルス関連で影響を受ける個人から法人まで、また多種の業種に
影響が及んでいる実態が改めて浮き彫りになっております。
支援施策は村民の皆様にも今後求められるものと想像をしております。しっかりと
準備を進め実行してまいります。プレミアム商品券の発売と使用できる村内の店舗
について、村商工会加盟店に限らず、より多くのお店でも使用できるようにしてまい
りたいと考えております。数種の支援対策が商品券を介したものになっておりまして、
村商工会事務局に一任するのも非常に無理が生じるということが予想されます。商工
会と連携、協力をしまして、スムーズな商品券の購入、そして使用とプレミアム付加
分の代金の請求がされ、消費する側とサービスを提供するお店との双方にメリットが
生まれるように進めてまいります。
昨日から伊那地方も梅雨に入ったと思われる宣言がされました。
10日には、天の中川河川公園を会場にして天竜川上流河川事務所と飯田国道工事事
務所、合同主催のポンプ車両を使った排水、投光車両による照明訓練が行われました。

同所と災害時応援協定を結ぶ建設事業者の皆さんと中南信地方の自治体職員も参加し、
機械操作の実地訓練がこの場で行われたものであります。当役場からも危機管理係担
当者が出席し、訓練を受けてまいりました。

最後になりますが、6月は土砂災害防止月間に当たります。新型コロナウイルス感
染症にかからないよう自らの行動を律しつつ、自然災害にも留意して本格的な夏を迎
えていただくことを申し上げ、6月定例会議会閉会に当たっての御挨拶とします。

どうもありがとうございました。

○議長

これで本日の会議を閉じます。

以上で令和2年6月中川村議会定例会を閉会といたします。

大変お疲れさまでございました。

○事務局長

御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後4時20分 閉会]

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____